

No.	質問内容	回答
1	受注獲得支援事業補助金を受給できる売上高の要件は何か？	<p>売上高の要件は次の2つを満たしていることが必要です。</p> <p>①事業計画書提出月の直近3か月の航空機関係の売上高がその前年または前々年同期3か月と比較して50%以上減少していること。</p> <p>②事業計画書提出月の直近3か月の企業全体の売上高がその前年または前々年同期3か月と比較して減少していること。</p>
2	売上高が減少していることを証明する書類はどのようなものが必要か？	<p>売上高の比較対象期間の月次決算書等の写し、または本補助金申請の目的のために作成した資料でも結構です。但し、売上高の要件に該当するか否かが十分確認できない場合、追加の書類提出を求める場合があります。</p> <p>上記の書類は、実施計画書(様式第2号)の(7)航空機関連事業の売上減少、(8)全事業の売上減少の確証として添付してください。</p>
3	比較対象期間の売上高減少の判定はどのようにすればよいか？	<p>企業全体の売上高および航空機関連事業の売上高ともに、直近3か月間の売上高の合計と前年または前々年同期3か月間の売上高の合計で比較してください。なお、企業全体売上高と航空機関係売上高とは、同一年の比較対象期間としてください。</p>
4	大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社、いわゆる「みなし大企業」は補助対象か？	<p>みなし大企業は補助対象外です。</p> <p>本補助制度において、「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する者としています。</p> <p>①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者</p> <p>②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者</p> <p>③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者</p>
5	補助金の募集が数次に渡って実施される場合、申請内容が異なれば同一企業の複数回の申請は可能か？	<p>本補助金制度の趣旨は、できるだけ多数の県内企業(航空機産業に参入済み企業)の事業の継続と成長を支援することにあります。従って、審査委員会の評価基準では採択の公平性の原則が重視されたものになります。</p> <p>故に、200万円に収まる複数の事業(例えば、年間通して複数の別の展示会に参加するなど)の場合は、一つの申請に事業計画をまとめて頂く方が良いです。</p> <p>なお、予算の執行状況によりますが、不採択となった案件を再度申請していただくことは可能です。</p>

No.	質問内容	回答
6	JISQ9100を取得する予定ですが補助対象者か？	<p>事業計画書(様式第1号)の提出時点では未取得でもよいですが、交付申請書(様式第5号)の提出までには、認定証の写しの提出が必要です。          提出ができない場合は採択が取り消しとなる場合があります。          交付決定日までに取得できず交付決定が取り消された場合、異議を申し立てない旨を書いた書面を提出していただくことがあります。          ※全体スケジュールは実施要領 I 補助制度の概要 6項をご覧ください。</p>
7	航空機認証維持のための費用は対象経費か？	審査機関に支払う経費は補助対象外です。
8	設備や備品は対象経費か？	<p>設備購入費は対象外となります。          試作品開発に必要な不可欠な工具や備品で、10万円以内のものは対象経費と認めます。          PCなどの汎用性の高い物品は、本補助金に関わる事業以外に使用することがないことを証明できない場合は補助対象になりません。</p>
9	試作品開発に用いる機械装置の借用代金は対象経費か？	”その他経費”として認める場合があります。
10	会議で発生する飲食代は対象経費か？	補助対象外です。
11	展示会の小間装飾費用は対象経費か？	補助対象です。
12	航空機事業以外の分野でも、試作開発や展示会の出展に係る費用は対象経費となるか？	<p>航空機事業以外の分野でも、航空機部品製造等で培ってきた技術や生産設備を活かし、新たな受注獲得を目指すための、試作開発またはそれに係る展示会の出展に要する経費であれば補助対象です。          例)自動車エンジン部品の製造を行う企業が、航空機事業の生産設備を使って、<u>新たな自動車部品</u>を試作開発する場合は対象になります。</p>

No.	質問内容	回答
13	産業財産権関連費用、データ分析等の役務提供、ソフトウェアライセンスの使用は補助対象と認めるか？	産業財産権関連費用、データ分析等の役務提供の経費は補助対象です。 ソフトウェアライセンスの使用料金については使用目的を明確にして、本補助金に関わる事業以外に使用することがないことを証明できる場合に限り補助対象になります。
14	交付決定額より、経費の実績金額から算定した補助金の額が上回った場合、または、下回った場合の補助金額はどうなるか？	経費総額の実績が計画書の額を上回った場合も補助金交付決定額が実際の交付金額の上限となります。 一方、経費総額の実績が計画書の額を下回った場合は、改めて補助金の額を計算し直してください。 (交付決定額より少ない金額となります。) ➡記入例参照
15	概算払請求が可能な期間は？	交付決定日以降～実績報告書提出日までです。
16	本補助事業によって企業側に収益があった場合、収益納付は必要になりますか？	本補助金の主旨は、航空機産業に参入する企業が、低迷期を乗り越え、回復期に備えることを目的としているため収益納付はありません。
17	補助事業が終了した後、現地調査はされますか？	補助事業の完了後に提出していただく実績報告書と添付書類だけでは、補助対象とする経費の適正性・実在性が十分に確認できない場合は現地調査を行います。